

(案の2)

230728\_通達決裁用\_関係団体向け通知案\_10年

国自旅第123号の2  
令和5年8月1日

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会会長 あて

自動車局長  
(公印省略)

「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）  
の申請に対する処分に関する処理方針」等の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達しましたので、了知いただくとともに、傘下会員（地方実施機関）に対し周知をお願いいたします。

(案の2)

230728\_通達決裁用\_関係団体向け通知案\_10年

国自旅第123号

令和5年8月1日

各地方運輸局長

沖縄総合事務局長

あて

自動車局長

(公印省略)

「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）  
の申請に対する処分に関する処理方針」等の一部改正について

今般、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の申請に対する処分に関する処理方針」（平成13年9月12日付け国自旅第78号）、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の許可期限の更新等の取扱いについて」（平成13年11月15日付け国自旅第107号）、「一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可等の取扱いについて」（平成18年9月25日付け国自旅第169号）、「訪問介護事業所等の指定を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者（特定旅客自動車運送事業者を含む。）が遵守すべき運行管理業務」（平成18年9月25日付け国自旅第171号）、「交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について」（令和2年11月27日付け国自旅第316号）、「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」（令和2年11月27日付け国自旅第317号）、「自家用有償観光旅客等運送の登録に関する処理方針について」（平成29年12月7日付け国自旅第215号の2）の一部を別添新旧対照表のとおり改正するので、事務処理上、遺漏なきよう取り計らわれない。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国個人タクシー協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて通知したので申し添える。